

「三重県流域下水道事業経営戦略」の改定素案に対するご意見と県の考え方

別冊 4

- 対応区分 ①反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの。
 ②反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
 ③参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 ④反映または参考にさせていただくことが難しい
 ⑤その他(①～④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

常任委員会(12月12日)意見に対する考え方					
	該当箇所	ページ	素案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	第4章 1 (1) 高度処理の 実施	11	豊かな海のための様々な知見が出てきており、水域水質のあり方が変わる可能性があるため、高度処理と栄養塩類管理運転については、より柔軟な対応を願う。	② 反映する	ご意見をふまえ、「経営目標1 公共用水域の水質保全(1)高度処理の実施の取組の方向性」に「豊かな伊勢湾の再生は喫緊の課題であるので、栄養塩類の削減の抑制については、計画期間内であっても、伊勢湾の水質のあり方をふまえ柔軟に対応していきます。」を記載します。

パブリックコメント意見に対する考え方					
	該当箇所	ページ	素案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	第4章 1 (2) 栄養塩類 管理運転の 実施	11	伊勢湾の貧栄養化等に起因した水産資源減少という課題に対して実効性の高い取組みが急務です。 取組(2)「栄養塩類管理運転の実施」において取組内容が記載されていますが、実効性の高い取組みが必要であることや10年計画という期間を踏まえると抽象的な「試行」という記載ではなく、「流域処理場からどの程度の栄養塩類量を増加排出させて、もって伊勢湾再生に繋げる」という具体的な内容を記載することが望ましいと考えます。	③ 参考 にする	現在、環境生活部、農林水産部、県土整備部等、関係機関により構成される「三重県きれいで豊かな海協議会」において栄養塩類管理運転による周辺海域への効果検証を行っています。その検証を踏まえて、伊勢湾再生に向け、栄養塩類を安定的に供給できるよう栄養塩類管理運転に取り組んでいきます。 なお、「試行」が、栄養塩類管理運転のどのような段階かを、ご理解していただけるように、「試行とは、数力年にわたって試行錯誤しながら安定的に運転し、より効率的な運転を目指している段階」と注記します。

パブリックコメント意見に対する考え方

	該当箇所	ページ	素案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
2	第4章 2 (1) 未普及対策 2 (2) 老朽化対策	12～13	<p>今後、更に人口減少の進展が予測されることから、未普及地域への整備や老朽化による施設更新を実施する場合には、当該区域の将来人口を見極めた上で集合処理を計画どおり進めることが適切か否かを十分考慮するなど、中長期的な下水道事業の健全経営の観点からその実施の有無を検討すべきです。</p> <p>については、本経営戦略においては、「対象となる整備・供用区域における人口減少動向を見極めた上で実施する」旨の記載が望ましいと考えます。</p>	③ 参考 にする	<p>ご意見のとおり、一般的には人口減少により流入水量の減少が進み、将来的には処理施設能力と処理水量の乖離が生じることが想定されます。</p> <p>ただし、流域下水道の関連市町から報告された流入水量予測では、今後10年間は、微増傾向となっています。</p> <p>このことから、本計画期間における未普及対策や老朽化対策は、予測した流入水量に対応した計画となっています。</p> <p>なお、本計画はおおよそ5年ごとに最新の流入水量予測等に基づき内容を見直すこととしています。</p>
3	第4章 2 (3) 地震対策	14	<p>昨年発生した能登半島地震においては過半の下水道管渠等が損壊し、国土交通省は、上下水道地震対策検討会の検討結果を踏まえ、被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点として施設規模の適正化等を検討しつつ分散型システムの活用も含め災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき等の考え方を示しています。</p> <p>南海トラフ地震発生に伴う被害が懸念される本県において、能登半島地震での被災対応事例も参考にすべきであり、耐震補強などの地震対策の加速化だけでなく、今回、国土交通省が示す観点も含めた地震対策についても記載することが望ましいと考えます。</p> <p>【参考】国土交通省事務連絡「被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点について」(抜粋)(R6.5.29)</p> <p>被災自治体においては、復興まちづくりなどを踏まえ、災害に強く、持続可能な水道事業、汚水処理事業を目指していく必要がある。そのため、被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点は以下の通りとする。</p> <p>・復興まちづくり、将来の人口動態、経済性、地域住民の意向など様々な観点から総合的に判断して、耐震性を備えることはもとより、施設規模の適正化や施設の広域化・統廃合の可能性や被災時の機能確保方法も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。</p> <p>(以下略)</p>	③ 参考 にする	<p>分散型システム(浄化槽等)の活用など汚水処理施設の整備手法の検討は、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想(以下都道府県構想)により行われるものと考えますので、都道府県構想の策定にあたっては、国土交通省が示す観点をふまえて検討がなされるよう、市町と連携を図っていきます。</p> <p>なお、下水道施設の配置の適正化については、都道府県構想等をふまえて、流域別下水道整備総合計画において検討していきます。</p>
4	第4章 3 (3) 広域化・共同化の推進	19	<p>広域化・共同化として記載されている集落排水処理施設等の下水道接続においては、接続対象の集落排水処理施設の区域の将来人口を見極めた上で、集合処理の継続が適切と考えられる場合には下水道接続が行われ、集合処理が適さない場合には市町下水道事業の健全経営に支障が生じる可能性があると考えます。</p> <p>このため、未普及対策及び老朽化対策で記載した意見内容と同様に、本経営戦略において、「対象区域における人口減少動向を見極めた上で実施する」旨の記載が望ましいと考えます。</p>	③ 参考 にする	<p>三重県汚水処理事業広域化・共同化計画(以下広域化・共同化計画)は、農業集落排水に関することを所管している農林水産部などと、市町が下水道への接続を検討した結果をふまえて策定しています。市町は広域化・共同化計画への生活排水処理施設の統廃合の位置付けにあたって、対象区域内の将来人口動向を見極めたうえで選定しているものと考えています。</p> <p>県としては、広域化・共同化計画をとおして流域下水道の関連市町の生活排水処理施設規模の適正化等の取組を支援していきます。</p>

流域関連市町意見に対する考え方					
	該当箇所	ページ	素案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	第4章 2 (1) 未普及対策	12	全国的に人口減少が続いている中で、処理場施設の増設が必要なのか疑問があります。	③ 参考 にする	ご意見のとおり、一般的には人口減少により流入水量の減少が進み、将来的には処理施設能力と処理水量の乖離が生じることが想定されます。 ただし、流域下水道の関連市町から報告された流入水量予測では、今後10年間は、微増傾向となっています。 このことから、本計画期間における未普及対策や老朽化対策は、予測した流入水量に対応した計画となっています。 なお、本計画はおおよそ5年ごとに最新の流入水量予測等に基づき内容を見直すこととしています。
2	第4章 2 (2) 老朽化対策	13	今般の陥没事故を踏まえた点検の強化が必要であると考えます。	② 反映する	ご意見をふまえ、「経営目標2 下水道施設の整備(2) 老朽化対策」に、「管路については、点検頻度を増加するなど点検・調査を充実させ、国の「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」において、新たな管路点検の方針が示された場合には、ストックマネジメント計画に適切に反映します。」と記載します。
3	第4章 2 (5) 地球温暖化対策	17	地球温暖化対策は必要であると考えますが、整備費や維持管理費の増加は関係市町の負担金の増額に繋がり、最終的には受益者である関係市町の住民の負担が増えることとなります。 省エネ機器等の導入及び太陽光発電設備の設置の取組については、導入費用、処分費用、更新費用などのライフサイクルコストを算出し、負担金の増額にならないことはもちろんですが、縮減につながるよう検討をお願いします。	③ 参考 にする	流域下水道事業は、関連市町の負担金により成り立っていますので、関連市町の理解が得られるよう、維持管理コストの縮減効果を検討した上で、太陽光発電設備の設置や、設備の更新にあわせた高効率機器の導入など、計画的かつ効率的に温室効果ガス排出量の削減を進めていきます。
4	第4章 3 (1) 効率的な維持管理運営	18	ウォーターPPPを導入することが明記されていますが、導入時期、関係市町との連携等、検討の内容について都度情報共有をお願いします。	③ 参考 にする	ウォーターPPPの導入にむけた検討状況については、流域下水道の関連市町に情報共有を適宜実施してまいります。
5	第4章 3 (4) 下水道DXの推進	20	DXに係る3つの取組に必要なライフサイクルコストを算出し、維持管理負担金の増額にならないことはもちろんですが、縮減につながるよう検討をお願いします。 特にDXの取組に関しては、導入初期は活用できる国庫支出金等の特定財源により費用負担を抑えられることも多いですが、その後、ベンダーロック等により支出を抑えることが困難になることも想定されるので、長期的な視点での検討をお願いします。	③ 参考 にする	流域下水道事業は、関連市町の負担金により成り立っていますので、関連市町の理解が得られるよう、維持管理コストの縮減効果を検討した上で、下水道DXを進めていきます。

流域関連市町意見に対する考え方

	該当箇所	ページ	素案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
6	第4章 5 (1) 投資計画	23	建設負担金の推移について、各年度において相当のばらつきがみられます。事業内容により差が生じることは理解できるものの、本市の下水道事業も厳しい経営状況にあることから、各年度における財政負担の均衡化を検討をお願いします。	③ 参考 にする	計画的に事業を行うには、事業費の平準化の観点が必要であるとは認識しています。 関連市町の建設負担金などを財源とする建設改良費は、主に地震対策、未普及対策、老朽化対策に必要な費用で構成されています。地震対策については、対策を加速化する必要があり、幹線管渠延伸などの未普及対策も、関連市町の下水道整備の進捗に合わせる必要がありますので平準化は困難な状況ですが、老朽化対策は、対策施設の規模により、年間毎の事業費に偏りが生じる場合があるもののストックマネジメント計画に基づき、できるだけ事業費の平準化を図っています。 こうしたことから、建設改良費をこれ以上平準化することは困難ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
7	第4章 5 (3) 投資・ 財政計画	26～29	未普及対策に積極的に取り組んでいるものの、計画案に記載されている流域下水道維持管理負担金を適切に負担するためには市町下水道使用料の値上げなどの対応が必要となる可能性が高いです。よって、実際の負担金単価の改定にあたっては、その都度の処理区毎の経営状況等を市町に対して共有し、早めの情報提供を行うなど慎重に進めていただくようお願いいたします。 なお、市町下水道使用料の改定には下水道使用を使用する住民の理解が前提であることを踏まえ、更なる官民連携の取り組みや実態に応じたダウンサイジングの検討、その他更なるコストダウンの取り組みの検討をお願いします。	③ 参考 にする	維持管理負担金単価改定にあたっては、処理区毎に県・関連市町等の協議の場として連絡調整会議を開催しており、今後も同会議において維持管理に要する経費等の積算根拠を共有し、協議のうえ慎重に単価改定に対応していきますので、ご理解願います。また、設備・機器運用の不断の見直しによる電力料等のコストダウンや官民連携の手法の検討について、引き続き取り組んでいきます。
8	第5章 2 意見聴取	30	関連市町の意見を経営戦略に反映するのであれば、早い段階で情報共有と意見照会が行われるべきだったのではないのでしょうか。 また、経営戦略をはじめとした流域下水道事業の進捗管理については、毎年度、関連市町との協議の場を持ち、幅広い意見を聴取していただくようお願いいたします。	③ 参考 にする	流域下水道事業の維持管理費の状況や、事業進捗が関連市町の下水道使用料に与える影響が大きいことは、十分認識しており、今後も関連市町との情報共有の場を持ち、十分に意見聴取を行っていきます。